

大牟田市が行った自動車リサイクル法の登録等に係る令和2年4月1日以降の取扱い

これまで大牟田市が行ってきた自動車リサイクル法の登録及び許可に係る業務は、令和2年4月1日に福岡県に移管されます。

移管後の申請、届出等は、福岡県に行われますようお願いいたします。

大牟田市から受けた自動車リサイクル法の登録及び許可は、4月1日以降、福岡県が行ったものとみなされますので、登録及び許可に基づく業務は、その有効期限まで実施することができます。取扱いの詳細は下記のとおりとなりますので、登録又は許可の更新時期等お間違えのないよう御確認をお願いいたします。

1 移管後の登録通知及び許可証について

4月1日以降、大牟田市の登録通知及び許可証は、福岡県の登録通知及び許可証として、有効期限までそのまま有効です（移管の際、福岡県から新たな登録通知及び許可証は発行されません。）。

2 令和2年4月1日以降の更新申請などの手続について

(1) 大牟田市のみ登録又は許可を有する事業者

4月1日以降の更新又は変更等の手続は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）の環境指導課で行ってください。

(2) 大牟田市及び福岡県の両方の登録又は許可を有する事業者

4月1日以降の更新又は変更等の手続は、既に福岡県から受けている登録又は許可に係る手続を行った保健福祉環境事務所の環境（指導）課で行ってください。

3 大牟田市及び福岡県の両方の登録又は許可を有する場合の手続について

大牟田市及び福岡県の両方の登録又は許可を有する事業者は、原則として、その登録又は許可の有効期間満了日が早く到来する方の更新手続の際に、大牟田市及び福岡県の両方の内容を反映させた上で福岡県へ申請いただくようお願いいたします。

ただし、期限の前に、変更届出（事業所の追加）により手続が完了する場合があります。

詳細な手続は、4月1日以降に福岡県へお尋ねください。

例：引取業について、大牟田市の登録（令和2年9月30日期限）を有しており、かつ、福岡県の登録（令和3年3月31日期限）を有している事業者

この場合、原則、令和2年9月30日（到来期限が早い方）までに申請してください。

ただし、大牟田市の登録を受けた事業所について福岡県の登録の変更の届出（事業所の追加）をした場合には、大牟田市の登録については更新が不要となります。

その場合、令和3年3月31日までに、福岡県の登録の変更内容（事業所の追加）を反映させた上で、福岡県に対し登録の更新申請を行うこととなります。